

大垣市入札参加資格停止等の措置要領

（目的）

第1条 この要領は、大垣市が発注する工事若しくは製造その他の請負、又は物件の買入等（以下「市発注工事等」という。）において競争入札に参加する有資格業者（大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第7条第1項に規定する有資格業者をいう。以下同じ。）の入札参加資格停止等について必要な事項を定め、市発注工事等の適正な執行を確保することを目的とする。

（入札参加資格停止）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）を行うものとする。

2 市長が資格停止を行ったときは、市発注工事等の契約のため指名を行うに際し、当該資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する資格停止）

第3条 市長は、前条第1項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第4条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の資格停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号及び別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号及び別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき

（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 資格停止期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合又は競争に付することが不利と認められる場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第6条 資格停止期間中の有資格業者は、市発注工事等の全部又は一部を下請けし、又は受託することができない。ただし、当該有資格業者が資格停止の期間の開始前に下請けし、又は受託した場合は、この限りでない。

（事案の報告等）

第7条 市発注工事等を所掌する所属の長（以下「所属長」という。）は、市発注工事等で別表各号の措置要件に該当し、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく大垣市業者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

2 委員長は、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について、指名委員会に諮り、その結果を市長に報告し決定を受けるものとする。

（資格停止の通知）

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づき第2条第1項若しくは第3条各項の規定により資格停止を行い、第4条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により資格停止を解除したとき（以下「資格停止等」という。）は、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ資格停止通知書（第1号様式）、資格停止期間変更通知書（第2号様式）又は資格停止解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により資格停止の通知をする場合において、当該資格停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 契約課長は、第1項の規定により資格停止等が行われたときは、所属長にそれぞれ第1号様式、第2号様式又は第3号様式の写しを送付するものとする。

（資格停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(大垣市指名競争入札参加者指名停止基準要領の廃止)

2 大垣市指名競争入札参加者指名停止基準要領(昭和57年7月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の大垣市指名競争入札参加者指名停止基準要領の規定により、既になされた手続きその他の行為については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

大垣市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	入札参加資格停止期間
（虚偽記載） 1 市発注工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料、その他の入札及び随意契約前の調査資料に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
（過失による粗雑工事等） 2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件等の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
3 市以外の発注する工事若しくは製造その他の請負、又は物件の買入等（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件等の品質若しくは数量に関して不正の行為があり、かしが重大であると認められたとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
（契約違反） 4 第 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は 負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

別表第 2 (第 2 条、第 4 条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	入札参加資格停止期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が大垣市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時市発注工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 1 2 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内

げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内
2 次に掲げる者が大垣市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 1 か月以上 3 か月以内
（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し市発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 4 市発注工事等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反した場合において、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内 当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内
（談合） 5 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕さ	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 12 か月以内

れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内